

意見書

2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定の取消しについて、電波法第 99 条の 12 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 19 年 12 月 5 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 19 年 12 月 12 日

主任審理官 西本 修一

記

第 1 意見

アイピーモバイル株式会社に対する 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の取消しの処分は、適当である。

第 2 事実及び争点

1 処分案の内容

電波法第 27 条の 15 第 1 項第 1 号に基づき、アイピーモバイル株式会社に対して行った特定基地局の開設計画の認定の取消しを行うにあたり、同法第 99 条の 11 第 1 項第 3 号の規定に基づき、総務大臣から電波監理審議会に諮問されたものである。

2 総務省の陳述の概要

（1 の事案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定の取消処分についてである。アイピーモバイル株式会社は、平成 17 年 11 月 10 日に 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画に係る認定を受けたが、事業に必要な資金を計画どおりに調達することができない等、事業開始の見通しが立たないことを理由に、平成 19 年 10 月 30 日、総務省に対して認定を返上したい旨の申出を行った。

今後、同社は、認定計画に従って特定基地局を開設する見込みはないものと認められることから、同社に対して行った 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を電波法第 27 条の 15 第 1 項第 1 号に基づき取り消すこととし、平成 19 年 11 月 14 日に電波監理審議会に諮問したものである。

3 不利益処分対象者の陳述等

アイピーモバイル株式会社は、準備書面の提出もせず、意見の聴取に期日に欠席したため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則第 44 条において準用する同令第 23 条の規定により、意見の聴取において主張された事実を認めたものとみ

なした。

第3 理由

本件は、アイピーモバイル株式会社に対する 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を取り消すものである。

携帯電話サービスにおいて新規参入者を認め、より一層の競争環境を整備し、もって利用者の利便性の向上に資するため、総務省では平成 17 年 8 月 11 日に 1.7GHz 帯又は 2GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設計針（以下「開設計針」という。）を制定し、申請の受付・審査を経て、アイピーモバイル株式会社を含む新規参入者 3 者に対し特定基地局の開設計画の認定を行ったところである。

アイピーモバイル株式会社は、平成17年11月10日、開設計針に基づき、2GHz帯(2010～2025MHz)の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けた。開設計針では、開設計画の認定の日から2年以内に少なくとも1の特定基地局の運用を開始することとされているが、アイピーモバイル株式会社は、現在までに特定基地局の開設を行っていない。

また、アイピーモバイル株式会社は、事業に必要な資金を計画通りに調達することができない等、事業開始の見通しが立たないことを理由に、平成19年10月30日、総務省に対して開設計画の認定を返上したい旨の申出を行った。したがって、同社が今後も特定基地局を開設する見込みはないものと認められる。

このような状況から、認定された開設計画がアイピーモバイル株式会社により遂行される見込みはなく、電波法第27条の15第1項第1号に定める「正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していないと認めるとき」に該当すると認められる。

以上の他、本件に係る取消処分は、アイピーモバイル株式会社からは準備書面の提出や意見の陳述は行われなかったこと、反対する利害関係者もないこと、アイピーモバイル株式会社が使用する計画であった周波数の有効利用を可能とするものであること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる